



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月7日火曜日 第1810号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

介護機関（介護予防事業者）の指定.....	961
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	961
医療機関の指定.....	962
指定医療機関の辞退.....	962
医師の指定.....	962
指定自立支援医療機関の指定.....	962
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	964
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	964
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	964
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	965

道路の区域変更（県道石鎚丹原線）.....	965
開発行為に関する工事の完了.....	965
落札者等の告示.....	965

### 公 告

ふく取扱者試験の施行.....	966
-----------------	-----

### 雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....	966
-----------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	指定通所介護事業所デイサービスセンター久万の里	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地580番地24	平成18年9月22日
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	指定短期入所生活介護事業所ショートステイ施設久万の里	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地580番地24	平成18年9月22日
医療法人三省会	今治市常磐町五丁目3番37号	ときわホームヘルプサービス	今治市常磐町五丁目3番33号	平成18年10月1日
有限会社介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万高原町久万181-2	デイサービスハレルヤ	上浮穴郡久万高原町上野尻甲623-2	平成18年9月4日
有限会社介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万高原町久万181-2	グループホームシオンの家通所介護	上浮穴郡久万高原町久万1394-3	平成18年9月4日
有限会社介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万高原町久万181-2	グループホーム・シオンの家	上浮穴郡久万高原町久万1394-3	平成18年9月4日
有限会社介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万高原町久万181-2	グループホーム・サマリアの家	上浮穴郡久万高原町上野尻甲623-2	平成18年9月4日
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	伊予病院	伊予市八倉906番地5	平成18年10月1日

### ○愛媛県告示第1618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社グループホームあまご	喜多郡内子町只海甲855番地15	グループホームあまご	喜多郡内子町只海甲855番地15	平成18年9月25日
有限会社介護支援サービスしろもと	上浮穴郡久万高原町久万181-2	デイサービスハレルヤ	上浮穴郡久万高原町上野尻甲623-2	平成18年9月4日
有限会社介護支援サービスしろもと	上浮穴郡久万高原町久万181-2	グループホームシオンの家通所介護	上浮穴郡久万高原町久万1394-3	平成18年9月4日
合資会社らくらく介護	今治市矢田甲774番地1	指定訪問介護事業所らくらく	今治市矢田甲774番地1	平成18年10月6日
株式会社ディグ・ウェル	新居浜市宇高町一丁目3番70号	デイサービスセンターピッパ	新居浜市高田一丁目1番3号	平成18年9月28日

○愛媛県告示第1619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
にしむら整形外科	西村藤夫	八幡浜市沖新田1510番139	平成18年10月1日
かもめ調剤薬局	有限会社 葉寿	八幡浜市沖新田1510番164	平成18年10月3日
チェリー薬局土橋店	有限会社チェリー薬局	新居浜市土橋一丁目8番20号	平成18年10月1日

あんど整形外科	安藤正明	四国中央市土居町小林1206番地	平成18年10月1日
---------	------	------------------	------------

○愛媛県告示第1620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	辞退年月日
日浅歯科	日浅新三	八幡浜市広瀬1-3-23	平成18年10月13日

○愛媛県告示第1621号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	住友別子病院	小林一泰	新居浜市王子町3番1号	平成18年11月1日
肢体不自由	脳神経外科	医療法人紫愛会石川病院	中島公平	四国中央市上分町732番地1	〃
肢体不自由・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	伊予病院	三好雅樹	伊予市八倉906番地5	〃
肢体不自由	整形外科	医療法人隣善会西条道前病院	筒井武志	西条市飯岡地蔵原3290番地の1	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小児科	愛媛県立今治病院	中野直子	今治市石井町4丁目5番5	〃

○愛媛県告示第1622号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の種類	指定年月日
おぐに薬局砥部店	伊予郡砥部町大南199	松山市 株式会社おぐに		平成18年 11月1日
テイクときのり薬局	伊予市下吾川380 - 112	伊予市 有限会社テイク・ディスペンサリー		"
テイクえくび薬局	伊予郡松前町恵久美718 - 5	伊予市 有限会社テイク・ディスペンサリー		"
パール薬局	宇和島市御殿町3 - 6	宇和島市 有限会社宇和島調剤		"
はまゆう薬局	宇和島市御殿町4 - 19	宇和島市 有限会社宇和島調剤		"
フラワー薬局	伊予郡砥部町高尾田295	伊予郡砥部町 有限会社フラワー薬局		"
かもめ調剤薬局	八幡浜市字沖新田1510番地164	八幡浜市 有限会社薬寿		"
ワタキュー薬局宇和島店	宇和島市丸の内2丁目1 - 4	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局新居浜店	新居浜市新田町2丁目2 - 17	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局松木町店	新居浜市松木町3 - 7水野ビル1F	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局卯之町店	西予市宇和町卯之町1丁目404	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局宇和町店	西予市宇和町卯之町5 - 241 - 1	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局ミルクの里店	西予市野村町野村9号2 - 2	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局森の国店	北宇和郡松野町大字延野々1411番地1	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局城辺町店	南宇和郡愛南町城辺2481 - 1	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局一本松店	南宇和郡愛南町一本松5157番地	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
ワタキュー薬局東大洲店	大洲市田口甲87 - 1	京都府京都市 株式会社フロンティア		"
みどり薬局	大洲市徳森小鳥越2632 - 98	大洲市 有限会社大洲薬局		"
有限会社なのはな調剤薬局	大洲市新谷町甲96松葉屋ビル1F	大洲市 有限会社なのはな調剤薬局		"
くれよん薬局	大洲市東大洲74番地3	大洲市 有限会社尾上調剤		"
たにもと薬局	大洲市徳森小鳥越1990番地1	大洲市 有限会社ケンシンファーマシー		"
ハロー薬局	大洲市田口甲372 - 2	大洲市 有限会社ハロー薬局		"
村上薬局	大洲市長浜甲276	大洲市 有限会社村上薬局		"
長浜薬局	大洲市長浜甲295	大洲市 有限会社村上薬局		"
新川薬局	大洲市大洲642	大洲市 新川 保		"
大洲薬局	大洲市常磐町87 - 1	大洲市 高井 眞由美		"
オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立2番耕地1 - 45	大洲市 有限会社大洲調剤		"
あさひ堂薬局	喜多郡内子町内子2230	喜多郡内子町 有限会社あさひ堂薬局		"

コスモス薬局川之江店	四国中央市川之江町妻鳥町435 - 1	四国中央市 有限会社音オファルマー		"
コスモス薬局	四国中央市下柏町678 - 1	四国中央市 有限会社音オファルマー		"

○愛媛県告示第1623号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・明石地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・明石地区）計画書の写し
  - (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年11月8日から12月6日まで
- 3 縦覧場所  
西予市役所

○愛媛県告示第1624号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居中地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居中地区）計画書の写し
  - (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年11月8日から12月6日まで
- 3 縦覧場所  
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第1625号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東古泉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東古泉地区）計画書の写し
  - (2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成18年11月8日から12月6日まで

- 3 縦覧場所  
松前町役場

○愛媛県告示第1626号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・夫婦泉（徳丸）地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・夫婦泉（徳丸）地区）計画書の写し
  - (2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年11月8日から12月6日まで
- 3 縦覧場所  
松前町役場

○愛媛県告示第1627号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳丸地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳丸地区）計画書の写し
  - (2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年11月8日から12月6日まで
- 3 縦覧場所  
松前町役場

○愛媛県告示第1628号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中洲地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中洲地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年11月8日から12月6日まで
- 3 縦覧場所  
四国中央市役所土居総合支所

○愛媛県告示第1629号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長野地区）計画書の写し
  - (2) 丹原町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年11月8日から12月6日まで
- 3 縦覧場所  
西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第1630号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7722の2（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1631号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
喜多郡内子町本川3737の11、3738の5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	石鎚丹原線	西条市小松町石鎚字湯浪3807番2から 同字湯浪3798番1まで	旧	メートル 73~25.5	キロメートル 0.298	
			新	73~25.5	0.298	

○愛媛県告示第1633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第36号 平成18年10月25日	東温市牛渕字二本木1169番3	松山市南梅本町29番地2 ACTY梅本I301号 中村久尚
18八局大土（開）第654-2号 平成18年10月27日	大洲市徳森字土肥1867番、1868番3、1868番4、1869番3、1881番、1882番1、1882番2、1883番1、1883番2、1883番4、1883番5、1884番1、1884番2、1882番2地先市道及び1883番2地先市道並びに同市徳森字神南2131番3及び2131番4	八幡浜市産業通3番3号 株式会社大任建設 代表取締役 鈴木欽次郎

○愛媛県告示第1634号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
グル - ブウェアシステム一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成18年10月26日	NECリス株式会社 四国支店 高松市中野町29番2号	495,075円 (月額)	一般競争入札	平成18年10月26日

公 告

○公 告

ふく取扱者試験の施行について

愛媛県ふく取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成18年度ふく取扱者試験を次のとおり施行する。

平成18年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成19年2月9日（金）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成19年3月14日（水）午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成19年1月5日（金）から12日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第15回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成18年11月7日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金 田 一 郎

1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成19年1月29日（月）
- (2) 美容師実技試験 平成19年2月5日（月）から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成19年3月4日（日）

2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験

松山市小栗六丁目1番26号

愛媛県美容専門学校

(2) 美容師実技試験

松山市小栗六丁目1番26号

愛媛県美容専門学校

(3) 筆記試験

松山市文京町3番

愛媛大学

4 受験願書の配布場所

松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

5 受験願書の提出先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

6 受験願書の受付期間

平成18年12月11日（月）から平成18年12月15日（金）までの午

前10時から午後4時まで

7 詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

電話 089 924 0804